

「外環の2」に関する今後の取組方針

平成26年（2014年）2月

練馬区

今後の取組方針

1 「外環の2」について

区としては、「外環の2」は、区内の南北交通に資する都市計画道路であるとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成などの環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えている。

したがって、「外環の2」について、都市計画の取り扱いを明確にした上で、早期に整備を図るよう、都に要請していく。その際には、次の事項に配慮するよう、あわせて都に要請していく。

ア 広域的な幹線道路としての機能は、「外環」などが主に担うと考えられることから、「外環の2」については、地域における幹線道路としての機能を重視し、車道は2車線（片側1車線）とすること。その際は、緊急車両の円滑な通行が可能な車道幅員を確保すること。

イ 歩行者や自転車が安全かつ快適に通行できるよう、広幅員の歩道と自転車道を確保すること。

ウ 沿道の建築物の状況を踏まえ、延焼遮断帯としての機能が発揮できる幅員を確保すること。

エ 快適な都市環境の創出や身近なみどりの確保の観点から、広幅員の植樹帯など緑地空間を確保し、近隣のみどりとの連続性に配慮しながら、可能な限り緑化を図ること。

オ 周辺地域の公共交通の利便性の向上が期待されることから、道路整備とあわせた新たな公共交通の導入について、区と連携して取り組むこと。

カ 道路整備により移転を余儀なくされる関係権利者の生活再建について、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、「外環」が既に事業化されていることを踏まえ、国と調整し、「外環」に係る用地取得または権利設定と一体的な対応を図ること。

キ 道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響について、必要に応じて適切な対策を講じること。

ク 道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら対策を講じること。

ケ 道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も、計画、事業の各段階に応じて、適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。

コ 都市計画決定から40年以上が経過していることから、早急に都市計画に関する都の方針をとりまとめ、早期に整備に着手すること。

2 西武新宿線の立体化および「外環の2」の周辺地域のまちづくりについて

「外環の2」と交差する西武新宿線の区内全区間について、沿線地域のまちづくりの熟度の高まりを踏まえて、早期に連続立体交差化を図るよう、都に要請していく。その実現に向けて、区は、地域住民などと協働して、促進活動を行うとともに、沿線地域のまちづくりを推進していく。

また、「外環の2」の整備の段階に応じて、すでにまちづくりの検討が始まっている上石神井駅周辺地区、大泉・石神井・三原台周辺はもちろんのこと、それ以外の沿道地域も含め、「外環の2」の周辺地域のまちづくりを、区は、地域住民などと協働して推進していく。

こうした地域住民や区が推進するまちづくりについて、総合的に支援や協力を行うよう、都に要請していく。